

(1) 更新事務Q&A

問1 更新申請を行わなかった場合は、どうなるのか。

答 更新申請を行わなかった場合は、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなり、介護報酬を受けられなくなる。

問2 申請を行えば全ての事業所が更新できるのか。

答 ①事業所の運営法人が5年以内に指定の取消し処分を受けている場合、②人員等の指定基準を満たしていない場合、③5年以内に著しく不正な行為をしている場合等、指定・許可の欠格事由に該当する場合は、更新をしない。

問3 休止中の事業所は更新できるのか。

答 休止中であっても、有効期間の満了日まで指定基準等を満たし、事業を再開する場合は更新できるので、このような場合は、申請の受付期間内に所管の総合支庁に連絡すること。

なお、有効期間の満了日までに指定基準等を満たすことができず、事業を再開できない場合や、再開する予定がない場合は、満了日までに廃止届出を行うこと。

問4 更新申請書提出後、届出内容の変更、廃止、休止する場合は。

答 通常の手続きにより変更届出、休止・廃止届出を行うこと。

なお、休止・廃止届出書受理後、更新申請書は返還する。

問5 みなし指定の事業所は更新申請をする必要があるのか。

答 居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション（介護老人保健施設及び介護医療院で行われるものを除く）、訪問看護（訪問看護ステーションを除く）、通所リハビリテーション（介護老人保健施設及び介護医療院で行われるものを除く）の医療のみなし指定事業所については、更新手続きは行わない。（保健医療機関として指定を受けている間、みなし指定は継続される。）

介護老人保健施設及び介護医療院で行う短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの施設のみなし指定事業所については、本体施設で更新があれば、指定の更新があったものとみなされるため、更新手続きは行わない。

問6 現在、人員基準欠如減算の状態のまま運営しているが、更新を受けることができるか。

答 指定の更新は、指定時と同様に全ての指定基準を満たしている場合に行われるものであり、一時的な特例として人員欠如減算を適用している事業所においても、更新時までには全ての基準を満たす必要がある。

なお、更新申請書の添付書類として、人員に関するものを省略し、代わりに指定基準を満たしていない等の指定の欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出することとしているが、指定基準を満たさないまま当該誓約書を提出した場合は、「虚偽の指定申請」として、指定の取消処分となる場合もある。

なお、更新申請の受付期間内においても人員の欠如等指定基準を満たしていない場合や、申請後、更新までの間に基準を満たさなくなった場合は、所管の総合支庁に連絡すること。

問7 更新申請書及び添付する書類には、いつの時点の状況を記載するのか。

答 提出日現在の状況を記載すること。

問8 複数の事業所を経営している法人で、同一時期に更新申請を行う事業所が複数ある場合、申請書及び添付資料は、事業所ごとに提出しなければならないのか。

答 事業所ごとに提出すること。(更新申請書を除きコピー可)